

みやぎの「森・海の魅力」を活かした若者定着促進事業—みやぎ遊び場づくりプロジェクト—運營業務
企画提案に係る質問への回答

令和8年4月3日 宮城県水産林政部水産林業政策室

No.	質問内容	質問への回答
1	<p>仕様書、5業務内容、(2)遊び場の実施、ア(オ)に関してご質問させていただきます。</p> <p>「1つのコンテンツにつき、①仙台市内等のアクセスしやすい会場での導入的な内容、②海・山等のフィールドでの発展的な内容とするなど、複数の体系的な内容を設ける。」ということですが、これは例えば遊び場10回の各回で①(仙台市内等)と②海・山等のフィールドの両方に訪問することになりますか。または、5つのコンテンツについて①仙台市内等で1回実施し、別日程で②海・山等のフィールドに訪問することになりますか。</p>	<p>後者の「5つのコンテンツについて①仙台市内等で1回実施し、別日程で②海・山等のフィールドに訪問する」を想定しています。</p> <p>なお、①と②の内容は例示であり、一つのコンテンツにつき、体系的な異なる内容を盛り込んでください。</p>
2	<p>安全面による中止判断について。</p> <p>天候不良や野生動物の出没等により、安全な実施が困難と判断される場合の中止判断は、発注者・受注者のどちらが行う想定でしょうか。</p> <p>また、中止となった場合、当該回当日運営分の委託料は減額対象となるのか、判断基準と合わせて教えていただけますと幸いです。</p>	<p>仕様書11「その他」に記載のとおり、中止の判断については発注者と受注者が協議の上決定することとなります。</p> <p>また、協議の結果、中止となった場合には、中止した時点において生じていない費用は減額の対象となります。</p>
3	<p>仕様書7の対象外経費について。</p> <p>参加費や移動費が発生する体験を実施する場合、その費用は学生の自己負担となり、委託費から補助することはできないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「特定の個人や個別企業に対する給付経費」とあるように、参加者への旅費等の給付は対象外となります。</p> <p>ただし、移動に係るバスの借り上げ費用等は対象になります。</p>

4	<p>体験内容は別で、場所や日付を同一とする場合について。</p> <p>(1) 同一の体験コンテンツを、同じ日に参加者を入れ替えて2回実施することは可能でしょうか。</p> <p>(2) また、体験内容が異なる場合に、同一日・同一場所で2種類の体験を実施することも認められますか。</p>	<p>(1) 会場の都合により参加者10人で2回実施するなど、複数回実施し、15～20人の参加人数を確保することは可能です。</p> <p>(2) 可能ですが、一体的に実施される場合は1コンテンツと判断する可能性があります。</p>
5	<p>学生団体との協働と経費の扱いについて。</p> <p>学生団体と共同で体験の企画・運営を行う場合、当該学生団体の活動費（材料費、運営補助等）またはその一部を委託費から支出することは可能でしょうか。</p>	<p>サポーターとなる学生個人に係る人件費等の費用は対象になりますが、学生団体などに対する給付経費は対象外経費となります。</p>
6	<p>業務遂行時の事故責任について。</p> <p>仕様書6に「発注者は不慮の事故や災害に一切の責任を負わず、受注者の責任で対応する」とありますが、自然フィールドでの活動が前提となる本事業の特性上、受注者が全責任を負うことはリスクが大きいと考えています。想定される事故対応の範囲（例：参加者の怪我、自然災害、不可抗力の事象など）や、必要とされる保険加入の水準について、発注者のご見解を伺えますと幸いです。</p>	<p>安全面への配慮は重要であることから、自然災害等による中止判断については、発注者と受注者が協議の上決定することとなりますが、仕様書6に記載のとおり、業務遂行時における事故等については受注者の責任でご対応いただくこととなります。</p> <p>事業の実施にあたっては、「遊び場」の内容に応じた傷害保険への加入をお勧めします。</p>
7	<p>サポーター・参加学生の構成について。</p> <p>募集により集める大学生について、複数大学から均等に学生を集めることは難しい場合が考えられます。結果として、特定の大学に偏った構成となっても問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
8	<p>キーパーソンの人数について。</p> <p>仕様書には、キーパーソンの人数に定めがなかったが、提案者によって任意であるという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

9	<p>「遊び場」の定義について。</p> <p>体験・交流型のワークショップであるという定義を確認しました。本事業で行う単発の体験・交流型のワークショップを「遊び場」と定義し、事業以外で学生がその後も通年いつでも遊びに行ける場所でもなくとも良いという認識で相違ないでしょうか。※そういった継続的なつながりを生むこと自体は事業趣旨に沿っているという認識の上で、設計するための念の為の質問です。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>「遊び場」は 県内大学生等の若者に、海・山等の楽しみ方を熟知する専門家(キーパーソン)から、アクティビティを通して宮城の楽しみ方を教わり、地域・人とのつながりを強くすることで、宮城に暮らす魅力を感じてもらい体験・交流型ワークショップ、と定義していますが、参加者が再びフィールドを訪れたり、キーパーソン等と交流できるようなフォローアップを講じることで、継続的なつながりを生むことが重要と考えています。</p>
10	<p>参加料回収の可否について。</p> <p>遊び場の参加料を無料にすべきか、参加者から集めて運用しても良いものかなど、参加者目線でのレギュレーションについてご教示いただきたいです。※参加学生等への旅費、参加費の支給等は支給不可であることは認識しております。専門家謝金以外に経費が必要になった場合、参加者からの集金で対応することの設計が可能か否かのご確認です。</p>	<p>参加者から参加費用を徴収することは可能です。</p> <p>なお、会場経費やキーパーソンの謝金などについては、委託費の対象となることから、参加する学生等の負担などにも考慮して設計いただければと考えています。</p>